

【別表3】申請書類

《高知県営業時間短縮等要請協力金 申請書類》	
1	<p>協力金支給申請書（様式1） 【前回高知県の協力金の支給を受け今回申請内容に変更がない事業者用】 ※前回と同じ申請内容（申請者の情報・振込先等）の場合です。<u>必ず自署</u>でお願いします。 ※複数店舗（事業所）を申請する場合は、「申請者」と「申請金額」以外の記載は不要です。また、「様式1-1」をそれぞれに提出してください。</p>
2	<p>協力金支給申請書（様式2） 【初めて高知県の協力金に申請する事業者・前回支給を受け今回申請内容に変更がある事業者用】 ※個人事業主の場合は、振込先の口座は申請者本人の口座に限ります。 また、法人の場合は、当該法人の口座に限ります。 ※複数の店舗（事業所）を申請する場合は、「様式2-1」をそれぞれ提出してください。</p>
3	<p>誓約書（様式3） <u>※様式2を提出する事業者のみ</u> ※所在地、法人名又は屋号及び代表者職・氏名の欄は、<u>必ず自署</u>をお願いします。</p>
4	<p>営業時間短縮の要請を行った日（令和2年12月14日）以前から営業活動を行っていること等が分かる書類 （以下の（1）、（2）及び（3）の書類が<u>全て必要</u>になります。）</p> <p>（1）営業活動を行っていることが分かる書類（写しで可） <u>※様式2を提出する事業者のみ</u> 確定申告書（注1）（法人、個人事業主とも） <u>※複数の店舗（事業所）を申請する場合は、それぞれ提出してください。</u> ※確定申告書の作成がない場合（設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など）は、要請を行った日以前の営業実態が客観的に確認できる資料を添付してください。 【例】・税務署に提出した法人設立届出書（法人の場合）又は個人事業の開業・廃業等届出書（個人事業主の場合）（注2） ・直近の経理帳簿（注3）</p>

(注1) 確定申告書

税務署に提出した直近の確定申告書を提出してください。(税務署の受付印の有無は問いません)。なお、法人の場合は、法人税申告書別表一(各事業年度の所得に係る申告書)を提出してください。

電子申告(e-Tax)で提出した場合は、申告したデータと受信通知のデータ(電子申告申請等完了報告書)の2点を提出してください。

(注2) 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書

税務署の受付印の有無は問いません。

(注3) 直近の経理帳簿

【例】・令和2年分の確定申告に向けて作成した申告書
(添付書類除く)

- ・令和2年11月1日から12月14日までの間の月次の売上帳簿や現金出納帳

(2) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、対象施設を運営していることが分かる書類(写しで可)

※前回高知県の協力金の支給を受けた事業者は、前回の要請期間(4/24～5/6)後に免許の更新があった場合にのみ提出してください。

※複数の店舗(事業所)を申請する場合は、それぞれ提出してください。

【例】・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号に規定する接待を伴う飲食店の営業の許可

- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に規定する飲食店営業の許可
- ・旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する旅館業営業の許可

(3) 本人(法人の場合は法人代表者)確認書類(写しで可)

※様式2を提出する事業者のみ
運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード(表面のみ)など

5 営業時間短縮若しくは休業の状況が分かる書類（写しで可）

- ・店舗の外観（店舗名含む）がわかる写真
- ・営業時間短縮若しくは休業を告知するホームページの画面、チラシ・ポスターの写真など（注4）

※複数の店舗（事業所）を申請する場合は、それぞれ提出してください。

（注4）営業時間短縮若しくは休業を告知するホームページの画面、チラシ・ポスターの写真など

店舗名のほか、営業時間短縮等の状況（営業時間の変更（酒類提供時間の変更含む）や休業期間）がわかるものとしてください。

また写真については、店頭などに掲示して営業時間短縮等を告知していることが分かるようなものとしてください。

6 酒類の提供を行っている場合、酒類の提供を行っていることがわかる書類（写しで可）

- ・酒類のメニュー、酒類の仕入れ伝票（写し）など

※複数の店舗（事業所）を申請する場合は、それぞれ提出してください。

7 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※様式2を提出する事業者のみ

※協力金支給申請書（様式2）に記載した振込先口座の情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人など）が確認できる通帳等の写しを添付してください。

※上記の申請書類のほか、必要に応じて追加の書類の提出及び説明を求めることがあります。

※提出いただいた申請書類は返却しません。

※申請書（様式1又は様式2）及び誓約書（様式3）は、ボールペンで記載してください。（消せるボールペンは不可。）